

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

◇規則 鳥取県地方卸売市場条例施行規則

規 則

鳥取県地方卸売市場条例施行規則をここに公布する。

昭和四十七年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十五号

鳥取県地方卸売市場条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県地方卸売市場条例（昭和四十六年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（市場の開設の許可申請書の記載事項等）

第二条 条例第二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合にあっては、

資本又は出資の額及び役員の名

三 開設しようとする市場の名称及び位置

四 開設の予定年月日

五 開設を必要とする理由

2 条例第二条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

（市場の開設の許可申請書の添付書類）

第三条 条例第二条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。

一 定款

二 登記簿の謄本

三 役員の名簿抄本及び履歴書

四 申請者が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

五 申請者が法第五十七条第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

2 条例第二条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、次に掲げる書類とする。

一 申請者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書

二 申請者が法第五十七条第一項第一号及び第二号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

三 前項第五号に掲げる書類

(卸売業務の許可申請書の記載事項等)

第四条 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の名

三 卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目

2 条例第五条第一項の申請書は、様式第二号によるものとする。

(卸売業務の許可申請書の添附書類)

第五条 条例第五条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が法人である場合には、次に掲げる書類とする。

一 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

二 第三条第一項第一号から第四号までに掲げる書類

2 条例第五条第二項の規則で定める書類は、当該申請者が個人である場合には、第三条第二項第一号及び第二号並びに前項第一号に掲げる書類とする。

(許可証の様式)

第六条 条例第七条第一項の許可証は、様式第三号によるものとする。

(許可証の書換交付及び再交付)

第七条 開設者(法第五十五条の許可を受けた者をいう。以下同じ。)又は卸売業者(法第五十八条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証をき損し、若し

くは亡失したときは、許可証の書換交付又は再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、様式第四号による申請書に許可証(当該許可証を亡失した場合にあつては、その事実を記載した書面)を添附して知事に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第八条 開設者又は卸売業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、許可証(第三号の場合にあつては、発見した許可証)を知事に返納しなければならない。

一 市場又は卸売の業務を廃止したとき。

二 法第五十五条又は法第五十八条第一項の許可を取り消されたとき。

三 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請書の記載事項等)

第九条 条例第八条第三項の規則で定める事項は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合には、次に掲げるものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

二 譲受人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目

三 譲渡し及び譲受けの予定年月日

四 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

2 条例第八条第三項の規則で定める事項は、その申請が合併に係るものである場合には、次に掲げるものとする。

- 一 合併の当事者の名称及び住所
 - 二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人（以下「合併法人」という。）の名称及び住所
 - 三 合併法人が開設又は卸売の業務を行なおうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目
 - 四 合併の方法及び条件
 - 五 合併の予定年月日
 - 六 合併を必要とする理由
- 3 条例第八條第三項の申請書は、様式第五号によるものとする。
（営業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請書の添附書類）
- 第十條 条例第八條第三項の規則で定める書類は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合であつて、当該申請者のうちに法人である者があるときは、その法人についての次に掲げる書類とする。
- 一 譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
 - 二 譲受人である申請者が法第五十七條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 三 市場の開設に係る営業の譲渡し及び譲受けの場合であつて、譲受人である申請者が法第五十七條第二項に規定する者であるときは、その旨を記載した書面
 - 四 第三條第一項第一号から第三号までに掲げる書類
- 2 条例第八條第三項の規則で定める書類は、その申請が営業の譲渡し及び譲受けに係るものである場合であつて、当該申請者のうちに個人である者があるときは、その個人についての次に掲げる書類とする。
- 一 譲受人である申請者が法第五十七條第一項第一号及び第二号に掲げ

- る者に該当しないことを誓約する書面
- 二 第三條第二項第一号並びに前項第一号及び第三号に掲げる書類
 - 3 条例第八條第三項の規則で定める書類は、その申請が合併に係るものである場合には、当該申請者及び合併法人についての次に掲げる書類とする。
 - 一 合併に係る契約書の写し
 - 二 合併法人が法第五十七條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - 三 開設者たる法人の合併の場合であつて、合併後存続する法人が法第五十七條第二項に規定する者であるときは、その旨を記載した書面
 - 四 第三條第一項第一号から第三号までに掲げる書類
- （相続の認可申請書の記載事項等）
- 第十一條 条例第九條第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 氏名、住所及び被相続人との続柄
 - 二 被相続人の氏名及び住所
 - 三 引き続き開設又は卸売の業務を営もうとする市場の名称及び位置並びに取扱品目
 - 四 相続開始の年月日
- 2 条例第九條第二項の申請書は、様式第六号によるものとする。
（相続の認可申請書の添附書類）
- 第十二條 条例第九條第二項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書面

二 当該業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し

三 市場の開設に係る業務の相続の場合であつて、申請者が法第五十七条第二項に規定する者であるときは、その旨を記載した書面

四 第三条第二項第一号及び第二号に掲げる書類

(市場の廃止の許可申請書の記載事項等)

第十三条 条例第十条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 廃止しようとする市場の名称及び位置

三 廃止の予定年月日

四 廃止の理由

2 条例第十条の申請書は、様式第七号によるものとする。

(せり売又は入札の方法以外の方法によることができる生鮮食料品等及び特別の事情がある場合)

第十四条 条例第十一条第一号の一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で規則で定めるもの及び品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で規則で定めるものは、別表に掲げる生鮮食料品等とする。

2 条例第十一条第二号の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

一 入荷が遅延したとき。

二 卸売の相手方が少数であるとき。

三 せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。

四 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をするとき。

五 緊急に出港する船舶に生鮮食料品等を供給するためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をするとき。

(せり人となることができない者)

第十五条 条例第十二条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

三 買受人又はその役員若しくは使用人である者

(せり人についての届出事項等)

第十六条 条例第十二条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 せり人の氏名及び住所並びに経歴

二 せりを行なわせる市場の名称及び位置並びに取扱品目

2 条例第十二条第二項の届出は、様式第八号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(業務規程の変更の承認申請書の記載事項等)

第十七条 条例第十四条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更の内容及び理由

三 変更の予定年月日

2 条例第十四条の申請書は、様式第九号によるものとする。

(届出事項等)

第十八条 条例第十五条第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 氏名若しくは名称又は住所

二 法人である場合にあつては、資本若しくは出資の額又は役員

2 条例第十五条の届出は、様式第十号による届出書を知事に提出してしなければならない。

(事業報告書の提出)

第十九条 条例第十六条の事業報告書は、様式第十一号により市場ごとに作成し、毎事業年度経過後三箇月以内に知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

一 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等

1 かんしょ、ばれいしょ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ及びまめやし並びに野菜の加工品

2 かんきつ類(二の2に掲げるかんきつ類を除く。)、りんご、かき、くり及びバナナ並びに冷凍果実及び果実の加工品

3 冷凍水産物(その市場で解凍して卸売するものを除く。)及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)

4 牛及び豚の部分肉(枝肉をもも、ヒレ、ロース、ばら、かた等の

部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。以下同じ。)、輸入に係る牛肉(部分肉を除く。)、馬肉、豚肉(部分肉を除く。)、及び羊肉(その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限り。)並びに鳥肉及び鳥卵

5 加工食料品(1から3までに掲げる加工食料品を除く。)

二 品目又は品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等

1 くわい、ゆりね、ほうふう、はなまるきゅうり、山菜類、香辛野菜、つま物野菜その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される野菜

2 ゆず類、だいだい、うめ、ぎんなんその他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、つけ物の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される果実

3 淡水魚類、ふぐ、貝類(かき類を除く。)、いせえび・ざりがに類、しやこ類、あみ類、うに・なまこ類、さめ類その他その品目又は品質が特殊であるため、通常、一般消費者の日常生活において食用に供されることが少なく、飲食店の営業用、練製品の原料用等の加工用等限られた特殊な用途に供される水産物

様式第1号

地方卸売市場開設許可申請書

職 氏 名 股 名

下記のとおり、地方卸売市場の開設の許可を受けたいので、卸売市場法第55条の規定により申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

記

| | | |
|-------------|----------|---|
| 開設しようとする市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 開設の予定年月日 | 年 月 日 | |
| 開設を必要とする理由 | | |
| 申請者が法人である場合 | 資本又は出資の額 | 円 |
| | 役員の名 | |

様式第2号

地方卸売市場卸売業務許可申請書

職 氏 名 股 名

下記のとおり、地方卸売市場における卸売の業務の許可を受けたいので、卸売市場法第58条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

記

| | | |
|-----------------|----------|---|
| 卸売の業務を行なおうとする市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 取扱品目 | | |
| 申請者が法人である場合 | 資本又は出資の額 | 円 |
| | 役員の名 | |

様式第3号

その1

番号

地方卸売市場開設許可証

| | | |
|------|--------|--|
| 開設者 | 氏名又は名称 | |
| | 住所 | |
| 市場 | 名称 | |
| | 位置 | |
| 取扱品目 | | |

卸売市場法第55条の規定により、地方卸売市場の開設を許可する。

年 月 日

職 氏 名 印

その2

番号

地方卸売市場卸売業務許可証

| | | |
|---------|--------|--|
| 卸売業者 | 氏名又は名称 | |
| | 住所 | |
| 市場 | 名称 | |
| | 位置 | |
| 取扱品目の部類 | | |

卸売市場法第58条第1項の規定により、地方卸売市場における卸売の業務を許可する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第4号

その1

地方卸売市場開設(卸売業務)許可証書換交付申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、地方卸売市場開設(卸売業務)許可証の書換交付を受けたいので、鳥取県地方卸売市場条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

印

記

| | | | | |
|-------------|----------------|---|---|---|
| 書換交付を受ける許可証 | 番 号 | | | |
| | 許 可 日 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |
| 書換事項 | 新 | | | |
| | 旧 | | | |

その2

地方卸売市場開設(卸売業務)許可証再交付申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、地方卸売市場開設(卸売業務)許可証の再交付を受けたので、鳥取県地方卸売市場条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所、

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

印

記

| | | | | |
|------------|----------------|---|---|---|
| 再交付を受ける許可証 | 番 号 | | | |
| | 許 可 日 年 月 日 | 年 | 月 | 日 |

様式第5号

その1

地方卸売市場営業譲渡譲受認可申請書

職 氏 名 股 名

下記のとおり、地方卸売市場の営業の譲渡し及び譲受けの認可を受けた
いので、鳥取県地方卸売市場条例第8条第1項の規定により申請します。

年 月 日

(譲渡人) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

(譲受人) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

| | | |
|------------------------------------|-----|-----|
| 譲受人が開 股(卸売)行 業の業務をす るなお市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 取 扱 品 目 | | |
| 譲渡し及び譲受けの予 定年月日 | 年 | 月 日 |
| 譲渡し及び譲受けを必 要とする理由 | | |

その2

地方卸売市場開設者(卸売業者) 合併認可申請書

職 氏 名 股 名

下記のとおり、地方卸売市場の開設者(卸売業者)の合併の認可を受け
たいので、鳥取県地方卸売市場条例第8条第2項の規定により申請します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

住 所

名 称

代表者氏名

記

| | | |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 合併法人 合併(卸売)業 の業務をす るなお市場 | 名 称 | |
| | 住 所 | |
| 取 扱 品 目 | | |
| 合併の方法及び条件 | | |
| 合併の予定年月日 | 年 | 月 日 |
| 合併を必要とする理由 | | |

様式第6号

地方卸売市場開設(卸売)業務相統認可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、地方卸売市場の開設(卸売)の業務に係る相統の認可を受けたいので、鳥取県地方卸売市場条例第9条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

記

| | | |
|------------------------|-----|-----|
| 被 相 統 人 と の 統 柄 | | |
| 被 相 統 人 | 氏 名 | |
| | 住 所 | |
| 引き統き開設(卸売)の業務を営もうとする市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 取 扱 品 目 | | |
| 相 統 開 始 の 年 月 日 | 年 | 月 日 |

様式第7号

地方卸売市場廃止許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、地方卸売市場の廃止の許可を受けたいので、卸売市場法第60条の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 廃止しようとする市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 廃 止 の 予 定 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 廃 止 の 理 由 | | |

00657

様式第8号

せり人指定届

職氏名殿

下記のとおり、せり人を指定したので、鳥取県地方卸売市場条例第12条第2項の規定によりお届けします。

年月日

住所

氏名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)
記

印

| | | |
|----------------|----|--|
| せり人 | 氏名 | |
| | 住所 | |
| | 経歴 | |
| せりを行な わせる市場 | 名称 | |
| | 位置 | |
| 取扱品目 | | |

様式第9号

業務規程変更承認申請書

職氏名殿

下記のとおり、業務規程の変更の承認を受けたいので、卸売市場法第64条第1項の規定により申請します。

年月日

住所

氏名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)
記

印

| | |
|----------|-------|
| 変更の内容 | |
| 変更の予定年月日 | 年 月 日 |
| 変更の理由 | |

様式第10号

その1

地方卸売市場開設 (卸売) 業務開始 (休止、再開、廃止) 届

職 氏 名 殿

下記のとおり、地方卸売市場の開設 (卸売) の業務を開始 (休止、再開、廃止) したので、鳥取県地方卸売市場条例第15条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

印

| | | |
|--------------------------------|-------|--|
| 開設 (卸売) の業務を開始 (休止、再開、廃止) した市場 | 名 称 | |
| | 位 置 | |
| 開始 (休止、再開、廃止) の年月日 | 年 月 日 | |
| 開始 (休止、再開、廃止) の理由 | | |

その2

氏 名 等 変 更 届

職 氏 名 殿

下記のとおり、氏名 (名称、資本・出資の額、役員) を変更したので、鳥取県地方卸売市場条例第15条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

印

| | | |
|--------|-------|--|
| 変更事項 | 新 | |
| | 旧 | |
| 変更の年月日 | 年 月 日 | |
| 変更の理由 | | |

様式第11号

事業報告書

職氏名 殿

下記のとおり、市場における 年 月 日から

年 月 日までの事業実績を鳥取県地方卸売市場条例第16

条の規定により報告します。

年 月 日

住所

氏名

印

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

1 取扱実績

| 取扱品目 | 数量 | 金額 | 前年同期対比 |
|------------|----|----|--------|
| | トン | 千円 | % |
| 計 (A) | | | |
| 前年同期実績 (B) | | | |
| 前年同期対比 A/B | | | % |

2 入荷、販売状況内訳

(1) 産地別入荷状況

| 取扱品目 | 県内産 | | 県外産 | |
|------|-----|----|-----|----|
| | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| | トン | 千円 | トン | 千円 |
| 計 | | | | |

(2) 販売先別状況

| 取扱品目 | 当該市場の買受人への卸売 | | | 他の卸売業者への卸売 | | |
|------|--------------|----|----|------------|----|----|
| | 数量 | 金額 | 金額 | 数量 | 金額 | 金額 |
| | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
| 計 | | | | | | |

3 奨励金の支出状況

| 奨励金の種類 金 額 | 出 荷 奨 励 金 千円 | 完 納 奨 励 金 千円 |
|---------------|-----------------|-----------------|
| | | |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】